



第6章 計画の着実な推進に向けて

1 計画の進捗管理・評価方法

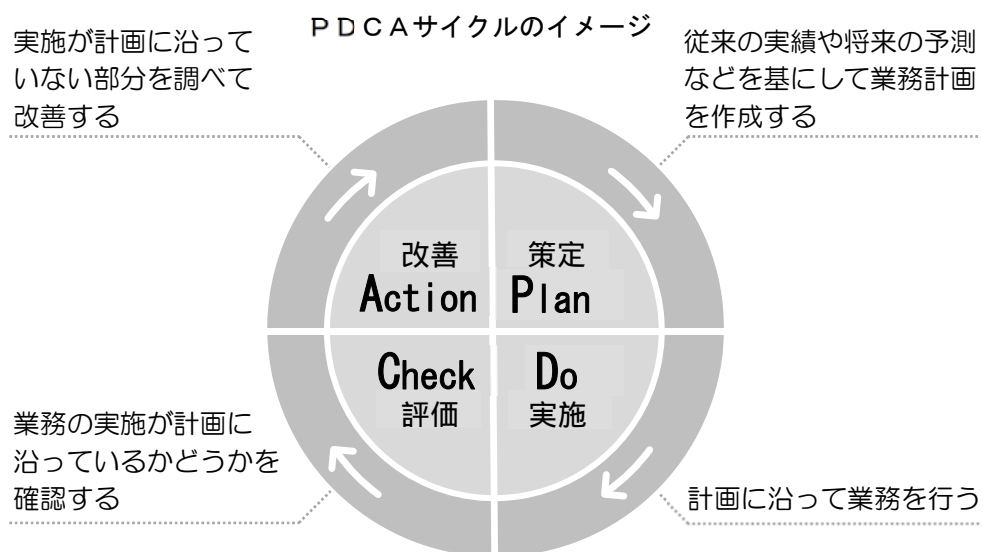
本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、市長の諮問機関である「我孫子市子ども・子育て会議」



において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対応を実施するものとします。

なお、本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間としていることから、令和6年度に「基本目標別の成果指標」に基づき評価を行うものとします。



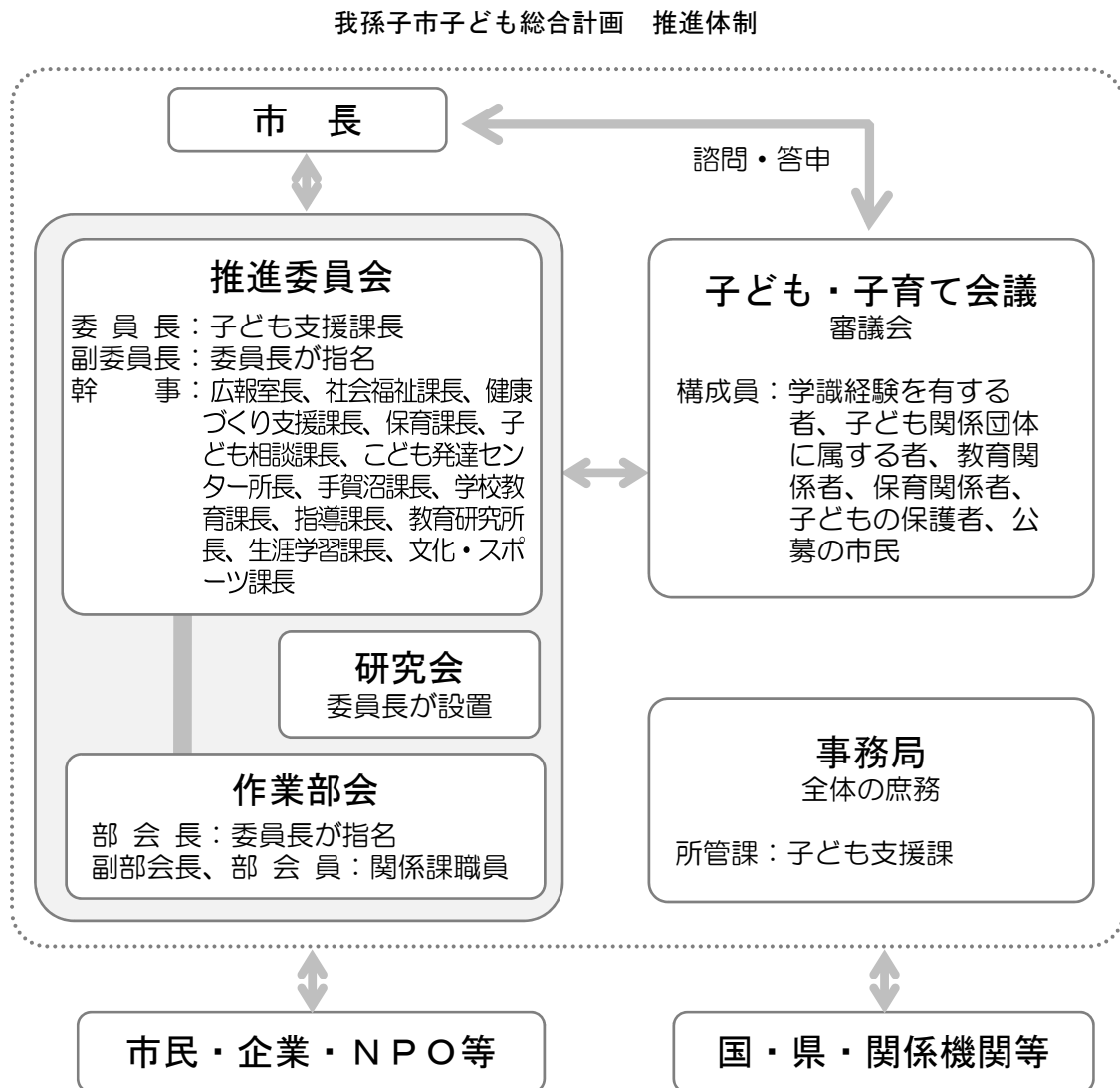
(1) 基本目標別の成果指標・・・・・・・・

重点事業の指標である「活動指標」の他に、受益者である市民の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準とする「成果指標」を、計画全体及び基本目標別に設け、進行管理を行います。

	指標	現状（平成30年度実績）	目標値（令和6年度末）	備考
計画全体を通して	我孫子市は子育てしやすいまちだと思う人の割合	未就学児保護者 81.0% 小学生保護者 79.8%	増加	アンケート調査 (ニーズ調査)

基本目標	指標	現状（平成30年度実績）	目標値（令和6年度末）	備考
1 誰もがいきいきと子育てできるまち	相談相手がない人の割合	未就学児保護者 3.7% 小学生保護者 8.8%	減少	アンケート調査 (ニーズ調査)
	保育園等の待機児童人数	0人	出さない(ゼロ)	
	学童保育の待機児童人数	0人	出さない(ゼロ)	
2 子どもと親が健やかに過ごすことができるまち	保健センターの育児全般と健康に関する相談窓口の認知度	92.0%	増加	アンケート調査 (ニーズ調査)
	子育てに関して悩んでいること「病気や発育発達に関すること」と回答した割合	30.1%	減少	アンケート調査 (ニーズ調査)
	子育てに関して悩んでいること「食事や栄養に関すること」と回答した割合	42.5%	減少	アンケート調査 (ニーズ調査)
3 子どもがのびやかに自分の力を発揮できるまち	自分のことが好きだと思う人の割合	小学生 63.7% 中学生 47.4%	増加	アンケート調査 (意識調査)
	家族や友達と自然の中で遊ぶことができる人の割合	小学生 54.4% 中学生 38.9%	増加	アンケート調査 (意識調査)
	地域の大人や子どもとかかわったり、何か教えてもらったりすることがある人の割合	小学生 47.6% 中学生 38.9%	増加	アンケート調査 (意識調査)
4 地域で子どもを見守るやさしいまち	地区における子育ての環境や支援へに満足している人の割合	未就学児保護者 63.1% 小学生保護者 59.1%	増加	アンケート調査 (ニーズ調査)
	子育てについてサポートできる人の割合	未就学児保護者 83.1% 小学生保護者 79.9%	増加	アンケート調査 (ニーズ調査)

(2) 推進体制



- **我孫子市子ども・子育て会議**
子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき設置するものです。市長の諮問機関である審議会として市民が委員となり、本計画の策定や実施状況の点検及び評価、見直しなどを行います。また、必要に応じて市長に意見を述べることもできます。
- **子ども総合計画推進委員会**
計画に関して課題の検討や調整を行う組織です。子ども支援課長を委員長とし、関係部署の課長（室長、所長を含む）で構成されます。
- **作業部会**
推進委員会が置くことのできる組織です。関係する部署の職員で構成され、計画策定の実務作業を行います。
- **研究会**
委員長が、計画に係る課題について調査研究をするため必要に応じ、置くことができるものです。

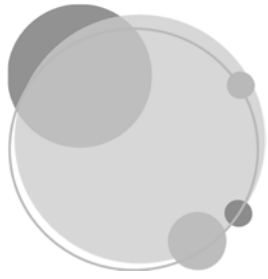
2 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法で定められている事業について、年に1回ホームページで公表します。

また、計画の見直しで、市民生活に影響を及ぼすと判断される事由が発生したときは、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報あびこやホームページで周知します。

3 市民・企業・関係機関との連携

本計画は、子ども部の担当課だけではなく、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっています。部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と各種団体、地域住民との連携を図ります。市町村は子育てに対するニーズの多様化に対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなども含めた子育て支援を担う人材の確保・育成に努め、幅広い連携を図りながら、地域資源を活かした子育て支援の充実を図ります。



参 考 资 料

1 子ども・子育てをめぐる市のこれまでの取組

年度	取組内容
昭和 61 年	保育園待機児童ゼロスタート
平成 4 年	一時預かり事業開始
平成 8 年	公設公営の学童保育室の運営がスタート
平成 10 年	保育園園庭開放事業開始
平成 11 年	小学校全校に公設公営の学童保育室を整備完了 こども発達センター（旧名称「ひまわり園」）を設置 保育園の産休・育休明け予約事業開始
平成 12 年	地域子育て支援拠点事業（旧事業名 地域子育て支援センター事業）開始 ファミリー・サポート・センター事業開始
平成 14 年	病児・病後児保育事業開始 子育て支援ガイドブック「わくわくすくすく」（初版）発行
平成 15 年	子ども医療費助成開始（通院 3 歳まで）
平成 16 年	第一次子ども総合計画スタート 子ども課を創設（課内に子ども虐待防止対策室、子ども総合相談窓口を設置） 母子自立支援員を配置 手賀の丘ふれあい宿泊通学開始
平成 17 年	子ども総合計画推進市民委員会設置
平成 18 年	休日保育事業開始
平成 19 年	公立保育園による地域子育て支援活動（事業）開始 あびっ子クラブの設置開始（第一小～）
平成 20 年	あかちゃんステーション事業開始 乳児家庭全戸訪問事業開始 5 歳児健康診査開始 療育・教育システム連絡会設置
平成 21 年	子ども部創設
平成 22 年	第二次子ども総合計画スタート 子育てサポーターの養成と地域活動の推進事業開始
平成 23 年	子ども医療費助成を中 3 まで拡大 enjoy パパ応援プロジェクト事業開始
平成 24 年	幼保小連携協議会設置 幼稚園預かり保育料助成開始
平成 25 年	子ども・子育て会議設置 幼稚園・保育園等でのフッ素洗口開始
平成 26 年	小中一貫教育基本方針策定 小中一貫教育スタート（布佐中学校区から） 小児インフルエンザ予防接種費用助成開始
平成 27 年	子ども・子育て支援新制度スタート 第三次子ども総合計画スタート 子育て世代包括支援センター設置 産後ケア事業開始 ロタウイルス感染症予防接種費用助成開始 Abi☆小中一貫カリキュラム完成
平成 28 年	こども発達センターの増改築工事完了 小学校でのフッ素洗口開始
平成 29 年	幼保小連携・接続カリキュラム完成 産婦健康診査開始
平成 30 年	あびっ子クラブの全小学校設置完了 子どもの読書活動推進計画策定
平成 31 年	子ども家庭総合支援拠点設置

2 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報の提供や支援を行うこと。

【か行】

企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

子育てコンシェルジュ

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談、必要に応じて支援プランの策定、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整などを行う施設のこと。母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通して、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行い、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制構築を目的とする。

子ども家庭総合支援拠点

児童福祉法等の改正に基づく、すべての子どもとその家庭（妊産婦等を含みます）を対象に、相談全般から専門的な支援までを行う拠点のこと。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育園等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をするができる食堂。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

児童発達支援

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うこと。

持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現ため、2030年を年限とする17の国際目標のこと。

小1プロブレム

小学校に入学したばかりの1年生が、落ち着いて教師の話を聞いたり集団行動をとったりすることができず、授業が成立しなくなるという現象。

小規模保育事業所

預かる子どもの対象は「0歳～2歳」の児童で、定員数は「6人～19人まで」となっている。これまでの認可保育園の基準は、定員が20人以上とされていたが、新制度では19人以下でも認可保育園という位置づけになり、補助金、財政支援が出る事になる。

食育

すべての人が、障害を通じた健全な食生活の実現や食文化の継承、健康の確保が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身に付けるための学習等の取組。

新制度未移行幼稚園

「子ども・子育て支援新制度」に移行していない幼稚園であり、現行のまま私学助成を受ける幼稚園。

【た行】

チーパス

県全体で子育て家庭を応援するため、県内の子育て家庭を協賛事業者が支援する制度。子育て家庭が優待カード「チーパス」を協賛事業者「チーパスの店」に提示した際、いろいろな子育て応援サービスを提供。県内在住の中学校終了までの子ども又は妊娠中の方がいる家庭が対象。

中1ギャップ

中学校1年生の段階で、急激な環境の変化に適応できず、学習意欲の低下、問題行動、不登校などを引き起こす現象。

特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、国及び地方公共団体の期間が実施する次世代育成対策に関する計画。

【な行】

認可保育園

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設（児童福祉法第39条第1項）。

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から19時）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

プログラミング教育

コンピュータ等を活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと。各教科等でも学びをより確実なものとするをねらいとして小学校指導要領に位置付けられた。コンピュータを使用した学習やコンピュータを使用しないアンプラグドでの学習等が行われる。

【や行】

ユニバーサルデザイン

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

幼稚園

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設。入園できる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。新制度に移行する幼稚園と、新制度に移行せず私学助成を受けて運営する幼稚園がある。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

【数字／英字】

(教育保育給付認定)

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。
(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。
(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号)

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。
(子ども・子育て支援法第19条第1項第3号)

(施設等利用給付認定)

1号認定

満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号及び3号認定子ども以外のもの。
(子ども・子育て支援法第30条の4第1項第1号)

2号認定

満3歳に達する日以降の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。(子ども・子育て支援法第30条の4第1項第2号)

3号認定

満3歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び及び当該保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者であるもの。(子ども・子育て支援法第30条の4第1項第3号)

Abi☆小中一貫カリキュラム

小中学校の9年間をなめらかにつなぎ、我孫子市が目指す15歳の子どもを効果的に育成するための教育内容の計画のこと。

A L T

小中高校などの英語の授業で日本人教師の補助を行う者。

I C T

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

I C T 機器

一般にPC、プロジェクタ、デジタルカメラ等の情報機器のこと。

Q-U検査

QUESTIONNAIRE-UTILITIES(楽しい学校生活を送るためのアンケート)の略。学校生活意欲尺度と学校満足度尺度で構成され、「やる気」と「居心地」という両面から子どもの様子だけでなく、学級集団の状態を概観できる。

3 諮問・答申書

(1) 諮問書・・・・・・・・

子支 第1312号
令和2年2月16日

我孫子市子ども・子育て会議
会長 箕輪 潤子 様

我孫子市長 星野 順一郎

我孫子市子ども総合計画の策定について（諮問）

このことについて、我孫子市子ども・子育て会議条例第2条の規定により、子ども総合計画に関する次の事項について、会議の意見を求めます。

- 1 第四次我孫子市子ども総合計画（案）について

(2) 答申書

令和2年3月25日

我孫子市長 星野 順一郎 様

我孫子市子ども・子育て会議
会長 箕輪 潤子

我孫子市子ども総合計画の策定について(答申)

令和2年2月16日付け子支第1312号をもって諮問された「第四次我孫子市子ども総合計画(案)」について、次のとおり答申します。

当審議会において、我孫子市から提示のありました「第四次我孫子市子ども総合計画(案)」について審議した結果、原案を妥当なものと認め、同案をもって当審議会の答申とします。

4 我孫子市子ども・子育て会議

(1) 我孫子市子ども・子育て会議条例・・・・・・・・

(設置)

第1条 本市に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、我孫子市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 我孫子市子ども総合計画の策定、実施状況の点検及び評価並びに見直しに関し、市長の諮問に応じて調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げる任務に関し、必要に応じて市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募の市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員（前条第2項第6号に規定する者を除く。）は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども部子ども支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(我孫子市特別 職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

資料編

第4節 我孫子市子ども・子育て会議

2 我孫子市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
(1)の表 略		(1)の表 略	
(2)附属機関の委員等		(2)附属機関の委員等	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
社会教育委員の項 から建築審査会委員 の項まで 略	略	社会教育委員の項 から建築審査会委員 の項まで 略	略
消防審議会委員	日額 7,000 円	消防審議会委員	日額 7,000 円
子ども・子育て 会議委員	日額 7,000 円		
(3)の表及び(4)の表 略		(3)の表及び(4)の表 略	

（委員の任期の特例）

3 平成31年7月31日に第4条第1項に規定する任期が満了することとなる委員の任期は、同項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

(2) 我孫子市子ども・子育て会議委員名簿・・・・・・・・

任期：平成28年8月1日～令和2年3月31日

委員の構成名称	委員氏名	所属等	備考
学識経験を有する者	箕輪 潤子	武蔵野大学教育学部 児童教育学科准教授	会長
	太田 悟	市立小学校元校長	
子ども関係団体に 属する者	増田 利明	我孫子市子ども会育成連絡協 議会	
	菅原 紀子	障害者とのふれあいボランテ ィアバンド「ホットポットファミ リリー」	
教育関係者	伴 火穂	市立中学校講師	副会長
	水野 克己	布佐台幼稚園 園長	
保育関係者	池田 優樹	あびこ菜の花保育園 園長	
子どもの保護者	鎌田 勇一		
	会田 小耶子		
公募の市民	間弓 百合子		

5 我孫子市子ども総合計画 推進委員会及び作業部会

(1) 我孫子市子ども総合計画 推進委員会

職名	氏名		備考
	平成30年度	平成31年度	
広報室長	小池 博幸		
社会福祉課長	三澤 直洋		
健康づくり支援課長	根本 久美子		
子ども支援課長	岡本 伸一	荒井 康哲	委員長
保育課長	星 範之		
子ども相談課長	阿部 政人		
こども発達センター所長	遠藤 美香	三澤 由紀子	
手賀沼課長	鷹屋 肇	海老原 郁夫	
学校教育課長	榊原 憲樹		
指導課長	羽場 秀樹	戸塚 美由紀	
教育研究所長	土山 勇人	遠藤 美香	
生涯学習課長	菊地 統		副委員長
文化・スポーツ課長	小林 由紀夫		

※平成30年度第1回会議は「我孫子市子ども総合計画推進本部幹事会」として実施

(2) 我孫子市子ども総合計画 作業部会

所属	氏名		備考
	平成30年度	平成31年度	
広報室	山田 孝介		
社会福祉課	松本 拓馬		
	後藤 奈保子		
健康づくり支援課	武田 ゆかり		
	一場 亮子	増田 奈津美	
子ども支援課	中場 志保	谷次 義雄	部会長
	高橋 晃		
保育課	石山 達也		副部会長
	石崎 順子		
子ども相談課	山口 綾子		
こども発達センター	根上 政子		
	引地 亜紀子	櫻井 朋子	
手賀沼課	斉藤 幸弘		
学校教育課	太田 貴之		
指導課	中山 千草		
	五十嵐 絢子		
教育研究所	三津山 まどか		
生涯学習課	湯下 友美		
文化・スポーツ課	岡田 城司	木村 亜由美	
	横田 広美		

(3) 事務局

所属	氏名		備考
	平成30年度	平成31年度	
子ども支援課	中場 志保	谷次 義雄	
	山本 由香里		

6 策定経過

平成30年度

回	開催日	検討内容
第1回 我孫子市子ども・子育て会議	平成30年 7月21日(土)	(1) 我孫子市子ども・子育て会議について (2) 子ども・子育て支援事業及び重点事業 平成29年度実績報告 (3) 平成30年度進行管理について (4) 健康福祉総合計画推進協議会委員の推薦について (5) 子ども部各課からの報告
第1回 我孫子市子ども総合計画推進本部幹事会	7月26日(木)	(1) 次期子ども総合計画の策定について (2) 子ども総合計画推進本部幹事会について (3) 子ども総合計画推進本部作業部会について (4) 次回会議について
第1回 我孫子市子ども総合計画推進本部作業部会	8月31日(金)	(1) 作業部会長及び副作業部会長の指名 (2) 子ども総合計画について(概要説明) (3) 作業部会の役割について (4) 今後のスケジュールについて
第2回 我孫子市子ども・子育て会議	9月9日(日)	(1) 重点6事業ヒアリング (2) 平成30年度重点6事業の評価について (3) 平成31年度保育園の入園について (4) 子ども部(子ども支援課)からの報告
第2回 我孫子市子ども総合計画推進委員会作業部会(旧:推進本部作業部会)	10月30日(火)	(1) 市民調査(市独自調査)調査票(案)について (2) 子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査 調査票(案)について
第3回 我孫子市子ども・子育て会議	11月11日(日)	(1) 市民意識調査調査票について (2) 我孫子市子ども・子育て会議条例の一部改正について (3) 子ども部各課からの報告
第3回 我孫子市子ども総合計画推進委員会作業部会	11月27日(火)	(1) 意識調査(市独自調査)調査票(案)について ・子ども本人用の調査票 ・小学生・中学生の保護者用 (2) 子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査 調査票(案)について ・未就学児の保護者用 ・小学生の保護者用
第2回 我孫子市子ども総合計画推進委員会(旧:推進本部幹事会)	11月30日(金)	(1) 子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査調査票(案)について ・未就学児の保護者用 ・小学生の保護者用 (2) 意識調査(市独自調査)調査票(案)について ・子ども本人用の調査票 ・小学生・中学生の保護者用

回	開催日	検討内容
第4回 我孫子市子ども・子育て会議	12月15日(土)	(1) 市民意識調査等調査票について (2) 認定こども園等の利用定員について
第5回 我孫子市子ども・子育て会議	平成31年 3月2日(土)	(1) 平成30年度事業評価(案)について (2) 市民調査の集計報告について (3) 子ども総合計画策定等スケジュールについて (4) 子ども部各課からの報告

平成31年度

回	開催日	検討内容
第1回 我孫子市子ども総合計画推進委員会・作業部会	4月23日(火)	(1) これまでの我孫子市子ども総合計画について (2) 次期子ども総合計画及び策定スケジュールについて (3) ニーズ調査・意識調査における結果報告書について (4) 今後の作業について (5) その他
第2回 我孫子市子ども総合計画推進委員会	5月23日(木)	(1) 課題整理表の確認 (2) 骨子案の確認 (3) 事業の配置の進め方について (4) その他
第2回 我孫子市子ども総合計画 作業部会	5月29日(水)	(1) 課題整理表について (2) 骨子案について (3) 次期計画掲載事業の検討について (4) その他
第1回 我孫子市子ども・子育て会議	6月2日(日)	(1) 調査報告書案 (2) 子ども・子育て支援事業及び重点事業 平成30年度実績報告 (3) 現計画の検証について 子ども・子育て支援事業 目標値と実績 基本目標ごとの課題整理 (4) 次期計画の策定について (5) 放課後対策事業運営委員会の委員について (6) 子ども部各課からの報告 (7) その他
第3回 我孫子市子ども総合計画 作業部会	6月25日(火)	(1) 骨子案の説明 (2) 掲載事業の検討 (3) 施策体系と事業の配置 (4) 次期計画の記載方法について (5) その他
第3回 我孫子市子ども総合計画推進委員会	7月10日(水)	(1) 骨子案の説明 (2) 掲載事業の検討 (3) 次期計画の記載方法について (4) その他

回	開催日	検討内容
第2回 我孫子市子ども・子育て会議	7月27日(土)	(1) 次期子ども総合計画1章～3章について (2) 次期子ども総合計画4章～5章について (3) 子ども・子育て支援事業 量見込みについて (4) ニーズ調査報告書(案)の報告 (5) その他
第4回 我孫子市子ども総合計画 作業部会	8月21日(水)	(1) 報告書の自由記載について (2) 用語の整理について (3) 第1章～第4章の修正について (4) その他
第4回 我孫子市子ども総合計画 推進委員会	9月4日(水)	(1) 用語の整理について (2) 第1章～第4章の検討 ・変更・保留箇所について ・成果指標について ・コラムについて (3) その他 (4) 第5章について(子ども支援課、保育課、子ども相談課、健康づくり支援課のみ)
第3回 我孫子市子ども・子育て会議	9月29日(日)	(1) 次期計画1章～3章について (2) 次期計画4章(事業体系)について (3) 子ども・子育て支援事業量見込み・確保方策について (4) その他
第5回 我孫子市子ども総合計画 作業部会	10月9日(水)	(1) 計画全体を通しての検討 ・1章～3章の主な修正点 ・4章の主な修正点 ・5章、6章、参考資料 (2) 来年度の進行管理表について (3) その他
第5回 我孫子市子ども総合計画 推進委員会	10月16日(水)	(1) 計画全体を通しての検討 ・1章～4章の主な修正点 ・5章、6章、参考資料 (2) 来年度の進行管理表について (3) その他
第4回 我孫子市子ども・子育て会議	10月27日(日)	(1) 計画書全体を通しての検討 ・1章～4章の変更点について ・5章について ・6章及び参考資料について (2) 今後の流れについて (3) その他
第5回 我孫子市子ども・子育て会議	令和2年 2月16日(日)	(1) 子ども総合計画について (計画書の修正点、諮問) (2) 子ども総合計画(概要版)について (3) 子ども総合計画 進行管理表について (4) 各課からの報告 (5) その他

7 資料

(1) 各種統計データ・・・・・・・・

○ 特別支援教育関係推移

学校	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
	小・中学校		小・中学校		小・中学校		小・中学校	
特別支援学級（言語含）の推移（クラス）	43	14	48	14	53	17	58	20
	57		62		70		78	
学校支援員配置数（数）	63	13	63	13	62	16	63	18
	76		76		78		81	

○ 教育・発達相談

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ相談件数（件）	1,926	2,261	2,777	2,419

○ こども発達センター利用者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数（人）	767	860	816	743

○ 子ども総合相談新規受付件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数（件）	464	551	485	553

○ 子ども虐待の相談新規受付件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数（件）	189	206	171	202

※子ども総合相談新規受付件数のうち、虐待に関する相談件数。

(2) 市内小中学校等一覧・・・・・・・・

小学校	中学校
根戸小学校	久寺家中学校
並木小学校	
我孫子第一小学校	白山中学校
我孫子第四小学校	
我孫子第二小学校	我孫子中学校
我孫子第三小学校	
高野山小学校	
湖北台西小学校	湖北台中学校
湖北台東小学校	
湖北小学校	湖北中学校
新木小学校	
布佐小学校	布佐中学校
布佐南小学校	
千葉県立孫子特別支援学校小学部	千葉県立孫子特別支援学校中学部

○ 幼保小連携の5つのブロック

地区	小学校	幼稚園・保育園・認定こども園
我孫子北	根戸小学校 並木小学校	○二階堂幼稚園 ○根戸保育園 ○つくし野保育園 ○ぼけっとランドあびこ保育園 ○あびこ菜の花保育園 ○認定こども園つくしの幼稚園
我孫子南	我孫子第一小学校 我孫子第四小学校	○めばえ幼稚園 ○聖華みどり保育園 ○寿保育園 ○アンジェリカ保育園 ○めばえの森保育園 ○認定こども園ひかり幼稚園
天王台	我孫子第二小学校 我孫子第三小学校 高野山小学校	○エーデル幼稚園 ○東あびこ聖華保育園 ○天王台双葉保育園 ○川村学園女子大学附属保育園 ○天王台さくら保育園 ○天王台ななほ保育園 ○ミルクキーホーム天王台園 ○柏鳳保育園
湖北・湖北台	湖北小学校 湖北台西小学校 湖北台東小学校	○若草幼稚園 ○湖北白ばら幼稚園湖北台保育園 ○湖北保育園 ○慈紡保育園 ○つばめ保育園 ○認定こども園湖北台幼稚園 ○恵愛こども園
新木・布佐	布佐小学校 新木小学校 布佐南小学校	○布佐台幼稚園 ○双葉保育園 ○禮和保育園 ○認定こども園わだ幼稚園 ○布佐宝保育園

(3) 引用参考

国立青少年教育振興機構. 『子供の頃の体験がはぐくむ力とその成果に関する調査研究報告書』 [.http://www.niye.go.jp/kanri/upload/editor/117/File/00_report.pdf](http://www.niye.go.jp/kanri/upload/editor/117/File/00_report.pdf). (参照 2019-10-1)

我孫子市子ども総合計画

令和2年3月

発行：我孫子市子ども部子ども支援課

〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地

電話 04-7185-1111

